

## 【協議第3号】南房総・館山地域公共交通網形成計画策定に向けた調査事業について

令和元年9月9日

これまで、バス路線が跨っていた両市がそれぞれで公共交通に関する施策や事業展開を行ってきたが、今回、合同の地域公共交通活性化協議会を中心に両市に共通する公共交通体系を見直し、日常的な生活系交通を確保するとともに、まちづくりや観光振興等の地域戦略と一体となった地域公共交通ネットワークを構築すべく、目標や方向性、関係者等の役割、各種事業のスケジュール等を明確にした計画を策定したいと考えている。

計画策定のためには、この地域の公共交通機関の状況等について現状把握するとともに、学生から高齢者まで市民の移動需要の把握や利用していない理由など、地域特性や利用者ニーズに応じた路線の見直しを図るにあたっての各種調査が必要となっている。

## 1. データを中心とした現状把握

## 地域の概況

地形、道路網、港湾施設等  
人口推移、人口分布、高齢化率等  
施設立地や観光動向等

公共交通網検討のベースとなる基礎情報の把握

## 公共交通の概要

公共交通網の概況(鉄道・バス等)  
路線バスの利用状況、実績  
助成制度や利用促進策

公共交通網の非効率、持続の課題の把握

## 利用者の移動実態ニーズ

移動実態  
公共交通利用実態  
住民、利用者、観光客等のニーズ調査

移動の方向性や、  
ニーズとしての公共交通の課題を把握

## 2. 課題の整理(案)

上記のデータを中心とした現状把握から、それぞれの現状と問題点を整理する。

- ・公共交通の現況と、住民や利用者の利用実態の違いをしっかりと把握し、対策を検討する。
- ・利用者がいない時間帯や路線を把握し、対策を検討する。

公共交通のそれぞれの役割を整理し、利用者ニーズに合わせた対策を検討する。

## 3. 方針や取組(案)

## 基本方針の策定(例)

- ・地域住民や来訪者等の二次交通の利便性確保
- ・持続可能な地域公共交通の維持に繋げる利用促進

## 目標(例)

- ・わかりやすい利便性の高い公共交通体系を構築し、地域公共交通の維持・存続を図る。
- ・地域特性に応じた多様な生活交通、二次交通の維持・確保

## 取組(例)

- ・バス路線の再編(国道127号バイパス線を活用した利便性の向上、お買い物バス等の特色ある運行等)
- ・地域公共交通の情報発信(バスマップ作成やバスロケーションサービスの導入、アプリ開発等)

## 南房総・館山地域の現状(仮定)

人口減少、高齢化等による利用者減少  
高速道路網整備による影響  
公共交通利用時の選択肢の減少  
助成制度等の情報不足  
来訪者の二次交通不足  
地域公共交通に対する関心が希薄  
自家用車に依存せざるをえない状況等

## 上記に対して必要と思われる調査等

人口や高齢化率、公共交通全体の利用者数、年齢区分による自動車保有率等のデータ収集・調査  
住民等の利用者ニーズ調査  
住民や観光客の非利用者への調査  
交通事業者の現況調査  
観光施設等の現況調査  
公共交通に関する認知度調査  
モデル運行ルートへのヒアリング等

## 趣旨

- 平成26年に改正された地域公共交通活性化再生法に基づき、市町村を中心に地域公共交通網形成計画の策定が進む(平成29年度末までに410件)一方で、都道府県の主導による交通圏全体を見据えた網形成計画の策定は、一部の先進的な地域に限られている。
- 地域公共交通を巡る環境が厳しさを増しているとともに、地域住民の広域的な移動ニーズ、災害の広域化、長大鉄道路線の廃止等を踏まえ、これまで以上に広域的な地域公共交通ネットワークが重要となっている。
- このため、都道府県と複数の市町村を構成員に含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画策定やバス等の運行への支援の特例措置により、インセンティブを付与して後押しすることで、交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現を目指す。

## 概要

## 1. 地域公共交通調査等事業の特例

- 地域公共交通網形成計画の策定への支援について補助上限額を緩和

平成30年度	平成31年度～
補助率 1/2 (上限1,000万円)	都道府県及び複数の市町村を構成員に含む法定協議会 補助率1/2 (上限1,500万円) (※)
	上記以外(単独市町村等) 補助率1/2 (上限500万円)

※以下の要件を満たす網形成計画の策定を支援。

- ①公共交通の利用者数、収支率に加え、広域移動手段の確保、地域内交通と地域間交通との円滑な接続の確保等の観点からの目標値その他の定量的な目標値を記載
- ②交通圏全体で、利用者の利便性を向上し、効果的・効率的な地域公共交通ネットワークの実現を図るため、地域公共交通ネットワークの再構築や、地方公共団体と交通事業者との役割分担の見直しについて検討し、路線等ごとの役割や運営のあり方を明確に記載
- ③都道府県及び複数の市町村の協働に関わる、組織・体制、費用負担その他の具体的な事項を記載

⇒交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた計画を策定・推進

## 2. 地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統、地域内フィーダー系統)の特例

- 1. の要件を満たす網形成計画を策定した法定協議会に対し、インセンティブを付与

## (1) 地域内フィーダー系統

- 【原則】・市町村毎に設定する補助上限額の範囲内とする。
- 【特例】・3年間に限り、網形成計画の対象区域内の複数の市町村について、市町村毎に設定する補助上限額(原則と同様)の合計額の範囲内で、法定協議会に対し補助金を交付し、柔軟に配分。

<イメージ>

	原則			特例
	A市	B市	C町	交通圏(A市・B市・C町)
上限額	100	50	50	200
補助申請額	120	50	10	180
交付額	100	50	10	180

## (2) 地域間幹線系統

- ・3年間に限り、みなし運行回数によるカット措置を適用除外とする。(過去に補助対象となっていない系統に限る。)

⇒複数市町村にまたがる交通圏全体を見据え、幹線交通とフィーダー交通との最適な組合せを柔軟に検証